

平成 18 年 4 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 三 越
代 表 者 名 代表取締役社長 石 塚 邦 雄
(コード番号 2779 東証第 1 部、大証第 1 部)
問 合 せ 先 コーポレート推進室長 田 中 康 博
(TEL . 03 - 3241 - 3311)

株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社は本日開催の当社取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号、2006 年 5 月施行予定）第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定のに基づき、以下の要領により、当社の取締役を兼務しない役付執行役員に対して、株式報酬型ストックオプションを目的とした新株予約権を発行する議案を、平成 18 年 5 月 23 日開催予定の第 3 期定時株主総会に下記の通り付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、平成 16 年より、役付執行役員の株価向上に対する意欲や士気を高め、企業価値の増大を目的として、役付執行役員に対する報酬制度を見直し、現金で支払われる報酬を減額し、これに代えて同等の経済価値を有する新株予約権（行使することにより交付を受けることができる株式 1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）を 1 円とする新株予約権（以下、「株式報酬型ストックオプション」という。）を割当てることとしております。本年も引き続き下記 2. (3) に記載のとおり、株式報酬型ストックオプションとして、当社の取締役を兼務しない役付執行役員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権 30 個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 30,000 株を上限とし、下記(3)により当該新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整する。

また、決議日後、当社が資本の減少を行う場合等、当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成19年6月1日から平成28年5月31日まで

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

・新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会計計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

・本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記 . に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 に準じて決定する。

・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

・ 新株予約権を行使することができる期間

上記 に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

・ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 に準じて決定する。

・ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

・新株予約権の取得条項

上記 に準じて決定する。

・その他の新株予約権の行使の条件

下記 に準じて決定する。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

・新株予約権者は、当社の取締役、執行役員及び監査役の地位を有する時には、新株予約権を行使できないものとする。

・上記 に拘わらず、新株予約権者は以下のア)またはイ)に定める場合(ただし、イ)については、上記 に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

ア) 新株予約権者が平成 27 年 5 月 31 日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成 27 年 6 月 1 日から平成 28 年 5 月 31 日

イ) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合
当該承認日の翌日から 15 日間

・その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

以上